

平	31	.	1	.	31
総	21		-		2

説 明 資 料

〔平成 31 年度税制改正等について（地方税）〕

平成 31 年 1 月 31 日(木)

総 務 省

平成 31 年度地方税制改正(案)について

1 地方法人課税における新たな偏在是正措置

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）を創設する。

◎ 特別法人事業税（仮称）の創設

消費税率 10%段階において復元される法人事業税（所得割・収入割）の一部（法人事業税の約 3 割）を分離し、特別法人事業税（仮称）（国税）とする。

課税標準：法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）

主な税率区分：

主な税率区分	法人事業税（所得割・収入割）		特別法人事業税（仮称）
	（復元後）	（改正後）	（創設）
資本金 1 億円超の普通法人	3. 6 % ⇒	1 %	税額の 2 6 0 %
資本金 1 億円以下の普通法人等	9. 6 % ⇒	7 %	税額の 3 7 %
収入金額課税対象法人	1. 3 % ⇒	1 %	税額の 3 0 %

賦課徴収：都道府県（法人事業税と併せて実施）

国への払込み：税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

適用期日：平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用

◎ 特別法人事業譲与税（仮称）の創設

譲与額：特別法人事業税（仮称）の税収（全額）を都道府県に譲与

譲与基準等：「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限の仕組み（※）を設ける

譲与開始時期：平成 32 年度

※ 当初算出額 25%を保障し、残余 75%を譲与しない(財源超過額を上限)。

◎ その他

○ 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講ずる。

○ 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。

※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

2 車体課税の大幅見直し

消費税率 10%への引上げにあわせ、保有課税を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保する。

加えて、消費税率引上げに伴う対応として、環境性能割（自動車税・軽自動車税）の税率を 1%分軽減する。（平成31年10月1日～平成32年9月30日の間の措置）

保有課税の恒久減税

◎ 自動車税の税率引下げ（恒久減税）

平成 31 年 10 月 1 日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率を引き下げる。

税率区分	～1,000cc 以下	1,000cc 超 1,500cc 以下	1,500cc 超 2,000cc 以下	2,000cc 超 2,500cc 以下	2,500cc 超～
引下げ幅	▲4,500 円	▲4,000 円	▲3,500 円	▲1,500 円	▲1,000 円

◎ 地方税財源の確保等

（1）環境性能割の税率の適用区分の見直し

○ 環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車（登録車）に係る環境性能割の税率の適用区分を見直す。

（2）グリーン化特例（軽課）の大幅見直し

○ 環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。

○ 消費税率引上げに配慮し、現行制度を 2 年間延長した上で、平成 33 年 4 月 1 日以後に初回新規登録等を受けた自家用乗用車から適用する。

（3）エコカー減税（自動車取得税・自動車重量税）の軽減割合等の見直し

○ 環境インセンティブを強化するため、乗用車（登録車及び軽自動車）及びトラック・バスに係るエコカー減税の軽減割合等を見直す。

※平成 31 年4月1日～9月 30 日の間の措置

（4）都道府県自動車重量譲与税制度の創設（自動車重量税の譲与割合の引上げ）

○ 自動車重量税の譲与割合を段階的に引き上げることで国税から地方税への税源移譲を行い、都道府県自動車重量譲与税制度を創設する。

（5）揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

○ （1）～（4）の措置を講じてもなお不足する地方税財源を確保するため、平成 46 年度から揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、地方揮発油譲与税（都道府県分）を増額する。

(6) その他

- 平成 31 年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。[改正前：65% → 平成 31～33 年度：47% → 平成 34 年度以降：43%]

需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

消費税率引上げに伴う対応として、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を 1% 分軽減する。

これによる地方税の減収は、全額国費で補てんする。

〔登録車〕	税率	臨時的軽減	〔軽自動車〕	税率	臨時的軽減
	非課税	非課税		非課税	非課税
	1.0%	非課税		1.0%	非課税
	2.0%	1.0%		2.0%	1.0%
	3.0%	2.0%			

3 個人住民税

◎ ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度について、以下のとおり見直しを行う。

- 総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。
 - ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
 - ② （①の地方団体で）返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
 - ・ 返礼品の返礼割合を 3 割以下とすること
 - ・ 返礼品を地場産品とすること

◎ 住宅ローン控除の拡充に伴う措置

- 所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間（11 年目～13 年目）において、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。
- この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補てんする。

◎ 個人住民税の非課税措置

- 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。（平成 33 年度分個人住民税～）

4 森林環境税・譲与税（仮称）の創設

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

◎ 森林環境税（仮称）の創設 [平成 36 年度から課税]

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率：1,000 円（年額）

賦課徴収：市町村（個人住民税と併せて実施）

国への払込み：都道府県を經由して税収の全額を交付税及び譲与税特別会計に直接払込み

◎ 森林環境譲与税（仮称）の創設 [平成 31 年度から譲与]

譲与総額：森林環境税（仮称）の収入額（全額）に相当する額（注1）

譲与団体：市町村及び都道府県

使 途：（市町村）間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
（都道府県）森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準：（市町村）総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分

※市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正

（都道府県）総額の1割（注2）に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使 途 の 公 表：インターネットの利用等の方法により公表

（注1）平成 35 年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税（仮称）の税収の一部をもって確実に償還。

（注2）制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

5 主な税負担軽減措置等

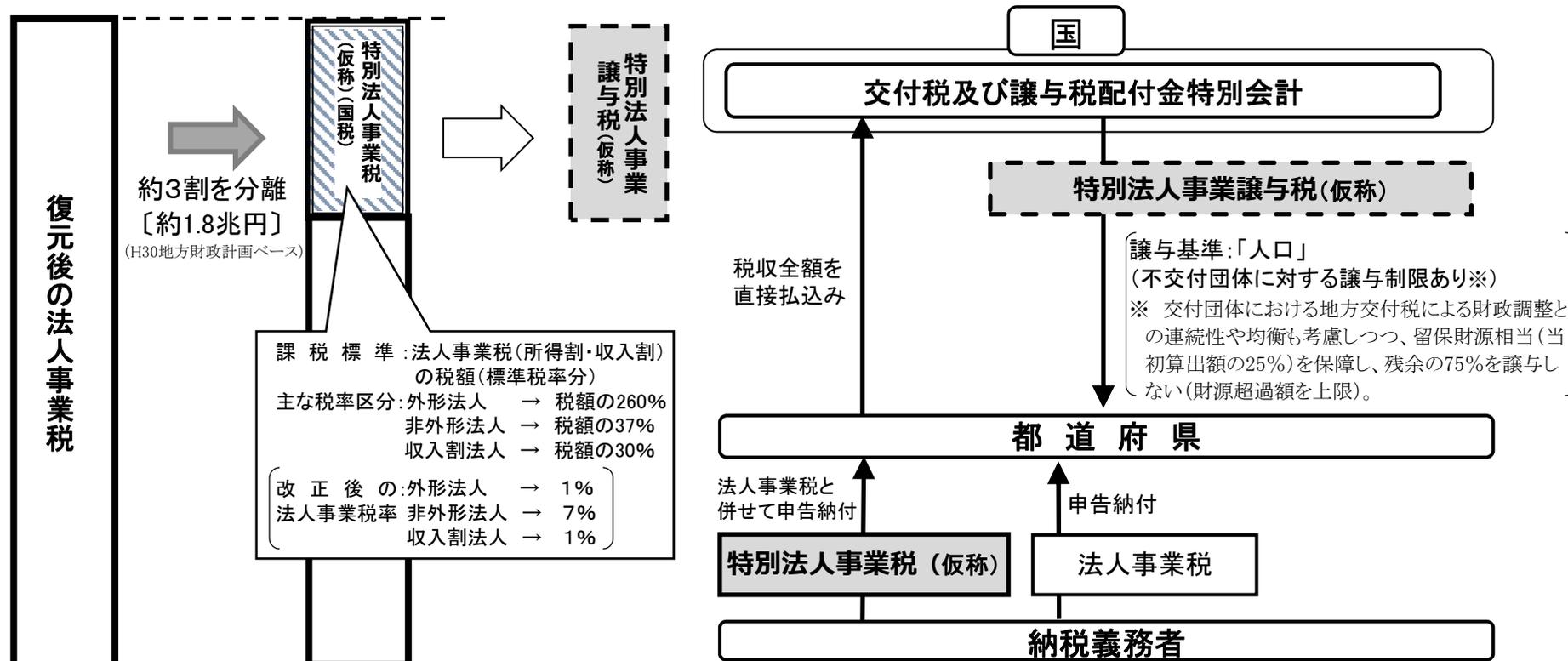
- 特定所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置を創設（固定資産税）
- 福島県原発事故による避難住民の帰還推進を目的とした帰還環境整備推進法人が整備する一定の公共施設に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）
- 熊本地震による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用期間を2年延長（固定資産税、都市計画税）
- 鳥獣被害対策を推進するため、対象鳥獣捕獲員等の狩猟者登録に係る課税免除等の特例措置を5年延長（狩猟税）

地方法人課税における新たな偏在是正措置

地方法人課税における新たな偏在是正措置(案)

- 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)を創設する。

<特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)の仕組み>



<その他関連する事項>

- 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。
- 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。
- 平成32年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を、特別法人事業税(仮称)の収入額とみなす等の所要の措置を講じる。
- ※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

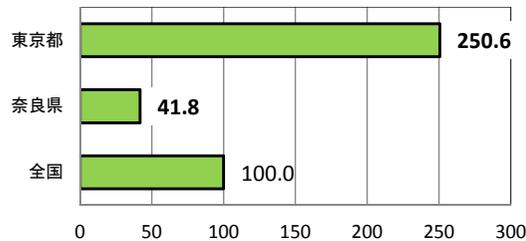
新たな偏在是正措置の考え方と効果

- 大都市における地方法人課税の税収は、県内総生産の分布状況と比較して集中している状況。この構造的な課題を解決することが必要。
- 新たな偏在是正措置の導入により、地方法人課税の税収と県内総生産の分布が概ね合致。

人口一人当たりの最大／最小

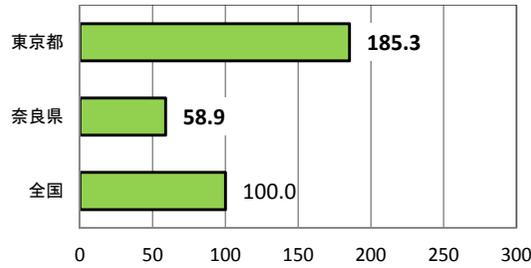
＜地方法人二税のみ＞
（偏在是正措置なし）

最大／最小：6.00倍



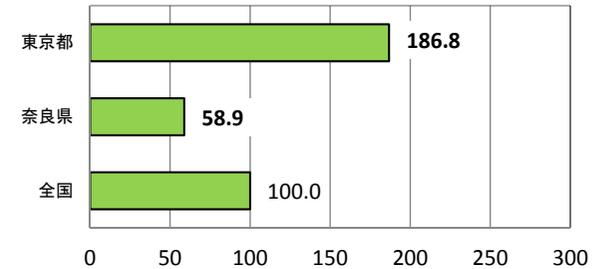
＜特別法人事業譲与税(仮称)導入後＞
（人口による譲与＋譲与制限）

最大／最小：3.15倍

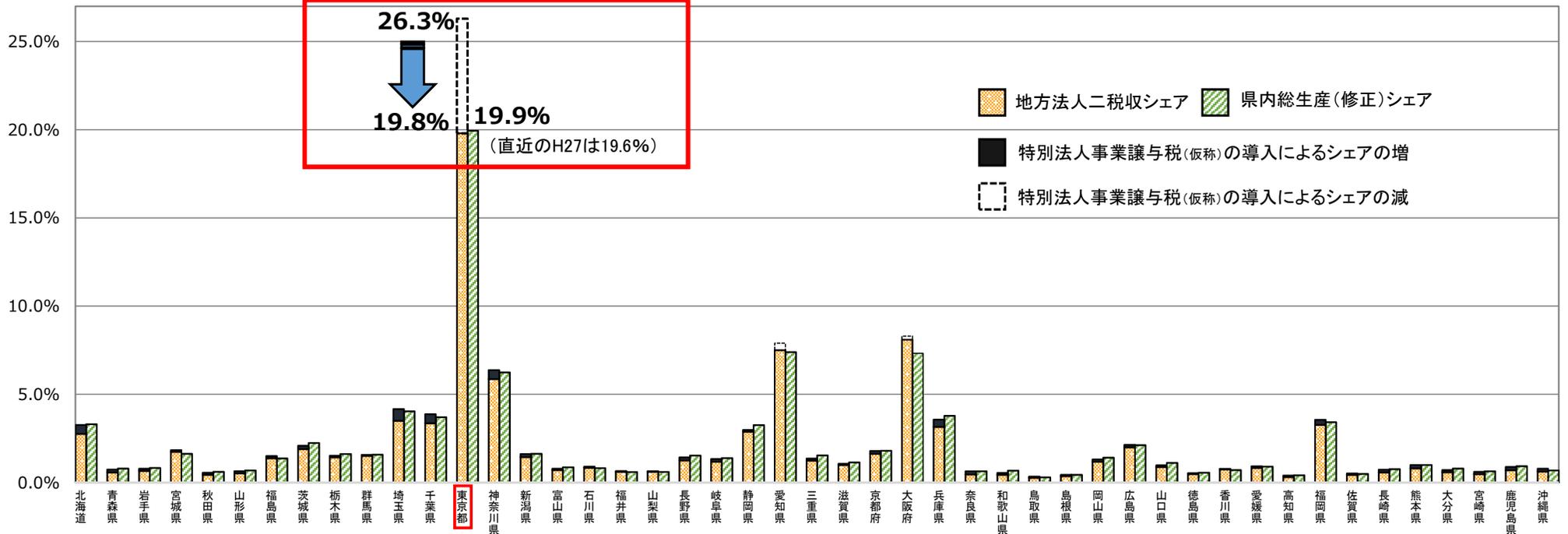


＜県内総生産(修正)＞

最大／最小：3.17倍



全国シェア



※1 県内総生産(修正)は、県内総生産(名目)から、一般政府部門等を控除したもの。 ※2 地方法人二税の税収については、H25決算～H29決算の5年平均であり、県内総生産については、H23年度～H27年度の5年平均である。

車体課税の大幅見直し

車体課税の大幅見直し（全体像）（案）

- 消費税率10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。これにより、税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、最終的な結論を得たところである。
- 恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保することとする。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業のニーズにしっかりと対応する。

保有課税の恒久減税

○ 自動車税の税率引下げ(恒久減税)

1,320億円程度(平年度ベース)

- 平成31年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車(登録車)から引下げ。
- 軽自動車税の税率は、変更しない。

○ 地方税財源の確保

1,320億円程度(平年度ベース)

- グリーン化特例・軽課(自動車税・軽自動車税)
 - エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税)
 - 環境性能割(自動車税)
- 対象の重点化、
基準の見直し 等
- 都道府県自動車重量譲与税制度の創設(自動車重量税の譲与割合の引上げ)
 - 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

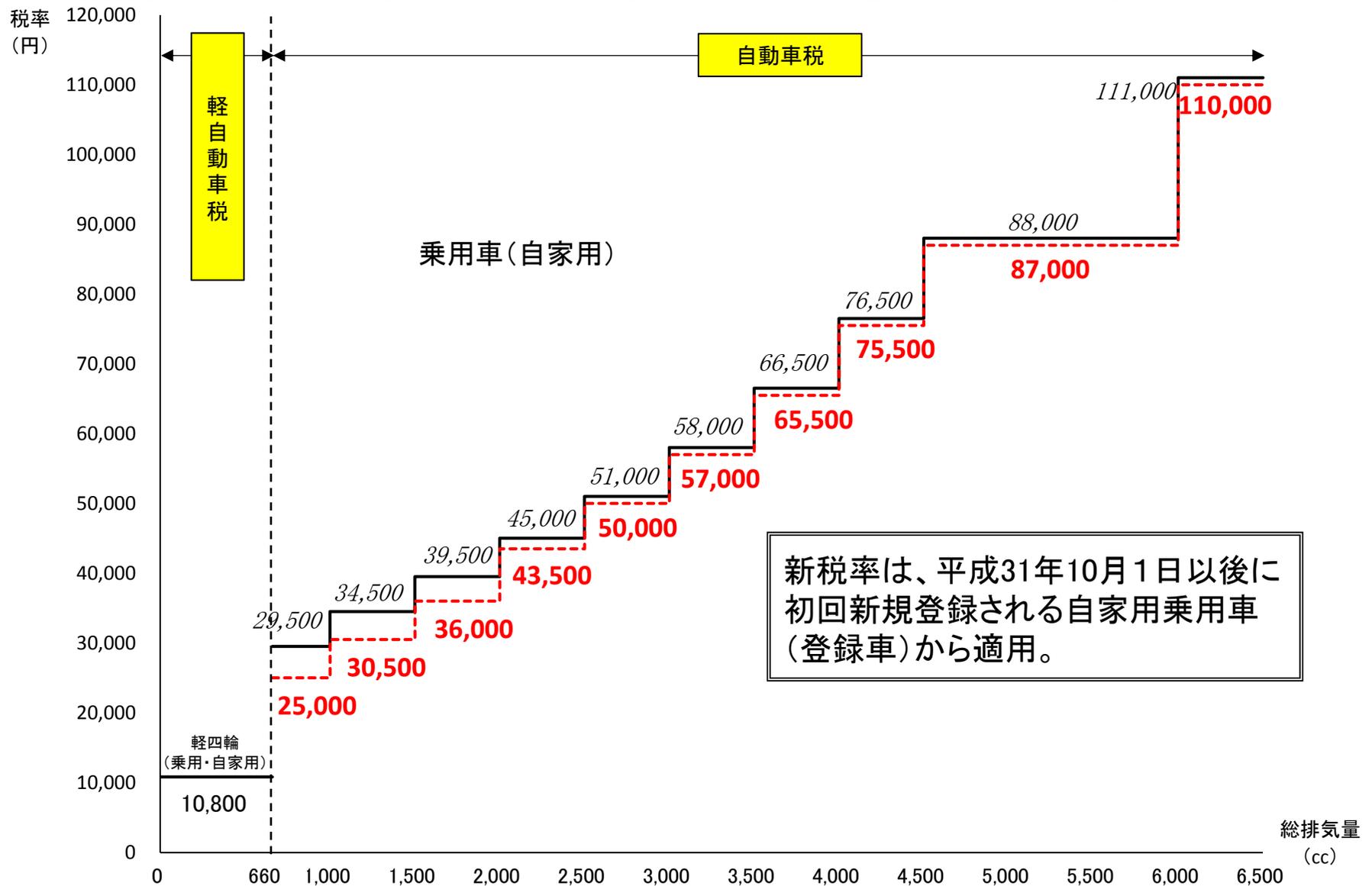
環境性能割の臨時的軽減

500億円程度(平成31、32年度の合計)

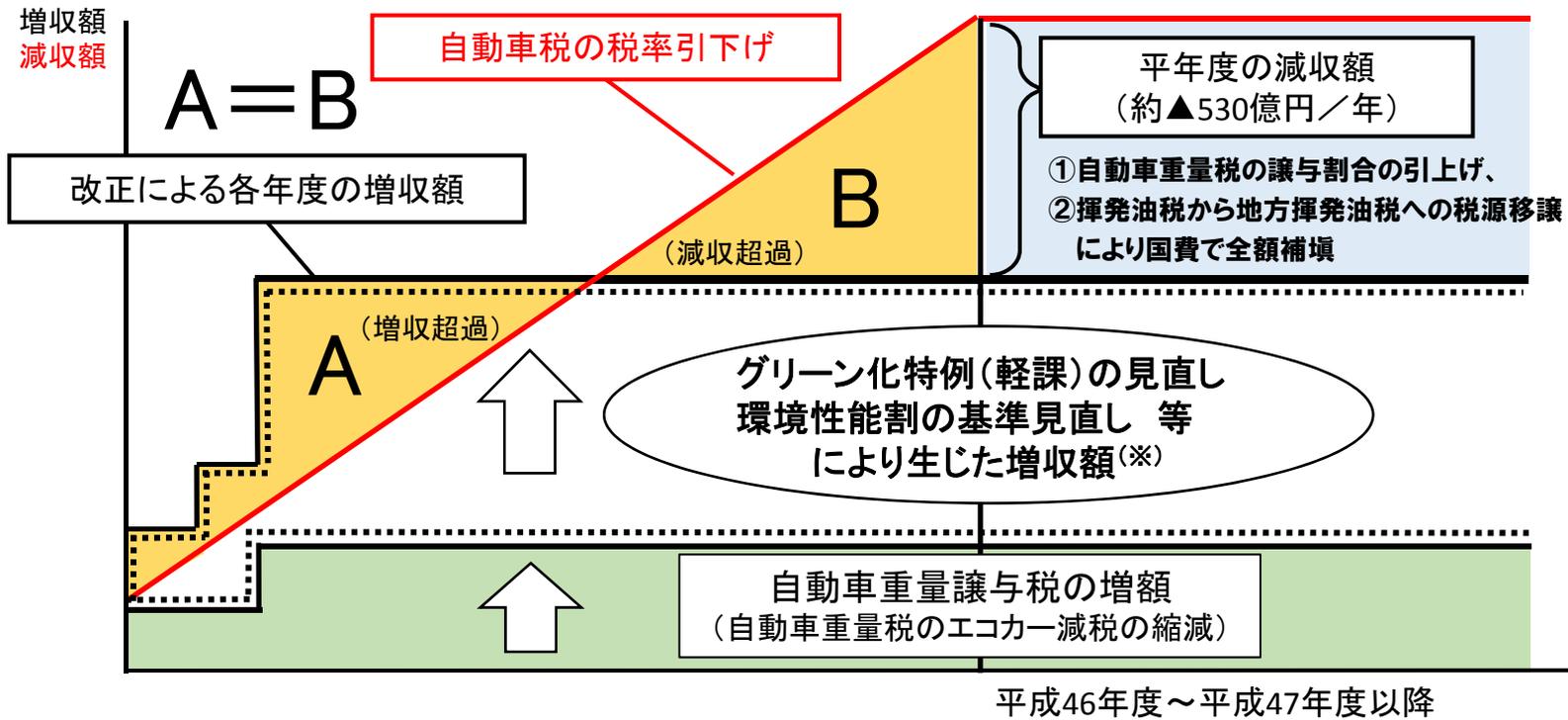
- ① 消費税率引上げに伴う対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、環境性能割の税率を1%分軽減する。(例:税率3%→税率2% 等)
- ② ①による地方税の減収については、地方特例交付金により、全額国費で補填する。

自動車税の税率引下げ（案）

税率区分	～1,000cc以下	1,000cc超1,500cc以下	1,500cc超2,000cc以下	2,000cc超2,500cc以下	2,500cc超～
引下げ幅	▲4,500円	▲4,000円	▲3,500円	▲1,500円	▲1,000円



地方財政の安定のために講ずる措置のイメージ(案)



(※): 別途、今般の改正に伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税の環境性能割交付金に係る交付率を見直す。

国税から地方税への税源移譲（案）

- 車体課税の大幅見直しに当たり、都道府県における社会インフラ財源を安定的に確保していくため、
 - ① 自動車重量税の一部を都道府県に対して譲与する都道府県自動車重量譲与税制度を、新たに創設する。
 - ② 平成46年度から、揮発油税から地方揮発油税に税源を移譲することにより、地方揮発油譲与税を増額する。

① 都道府県自動車重量譲与税制度の創設 ※自動車重量譲与税法の改正

1 譲与団体 全ての都道府県（※引上げ分の全額を都道府県に譲与）

2 規模等

	平成31～33年度	平成34～45年度	平成46年度	平成47年度～
都道府県分の自動車重量譲与税の規模	98億円/年	160億円/年	451億円/年	550億円/年
上記に必要な譲与割合の引上げ分	15/1000	24/1000	68/1000	83/1000
現行の譲与割合(市町村分)	407/1000(本則:1/3)			
改正後の譲与割合【附則(当分の間)】	422/1000	431/1000	475/1000	490/1000

※本則の譲与割合についても改正を行う。

3 譲与基準 自家用乗用車(登録車)の保有台数(賦課期日時点における課税台数)

4 譲与時期 6月、11月、3月

② 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲 ※地方揮発油譲与税法の改正

1 譲与団体 全ての都道府県（※税源移譲分の全額を都道府県に譲与）

2 規模等

		現行	平成46年度～
地方揮発油税への移譲額		—	142億円
揮発油税	本則税率	24,300円/キロリットル	24,000円/キロリットル
	当分の間税率	48,600円/キロリットル	48,300円/キロリットル
地方揮発油税	本則税率	4,400円/キロリットル	4,700円/キロリットル
	当分の間税率	5,200円/キロリットル	5,500円/キロリットル

3 譲与基準 自家用乗用車(登録車)の保有台数(賦課期日時点における課税台数)

4 譲与時期 6月、11月、3月

需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減（案）

- 消費税率引上げに伴う対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減する。
- ※ この措置による地方税の減収(500億円程度：平成31、32年度の合計)については、地方特例交付金により、全額国費で補填する。

対 象 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(新車・中古車)

措置内容 自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

〔登録車〕		〔軽自動車〕	
税率	臨時的軽減	税率	臨時的軽減
非課税	非課税	非課税	非課税
1.0%	非課税	1.0%	非課税
2.0%	1.0%	2.0%	1.0%
3.0%	2.0%		

- ※ 環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。
- ※ 免税点は50万円（中古車については、全体の約9割が非課税）。

〔参考〕：環境性能割の概要 ※自家用乗用車(登録車)の場合

〔課税のタイミング〕

自動車の取得時(購入時)

〔税額の計算方法〕

自動車の取得価額

×

〔税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定される仕組み〕

税率(改正後)	燃費基準値達成度等	対象車の例
非課税	電気自動車等(※)、H32年度燃費基準+20%達成	プリウス
1%	H32年度燃費基準+10%達成	パッソ
2%	H32年度燃費基準達成	フィット
3%	上記以外の登録車	ヴォクシー

※ 電気自動車等：電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車及びクリーンディーゼル車

個人住民稅

ふるさと納税制度の見直し（案）

- 制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、ふるさと納税制度を見直す。

※ これまでは、技術的助言の範囲内において、必要な返礼品の見直しを行うよう要請を行ってきたもの。

見直し後の制度の基本的枠組み

- 総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。

- ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
- ② (①の地方団体で)返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
 - ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・ 返礼品を地場産品とすること

(その他の手続き等)

- 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、その旨を告示する。
- 指定基準の制定や改廃、指定や指定の取り消しについては、地方財政審議会の意見を聴取する。
- 上記の改正は、平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用する（指定対象外の団体に対して同日以後に支出された寄附金については、特例控除の対象外となる）。

個人住民税における住宅ローン控除に係る対応（案）

○ 今回の対策により延長された控除期間において、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額（以下参照）の範囲内で個人住民税額から控除する措置を講ずる。

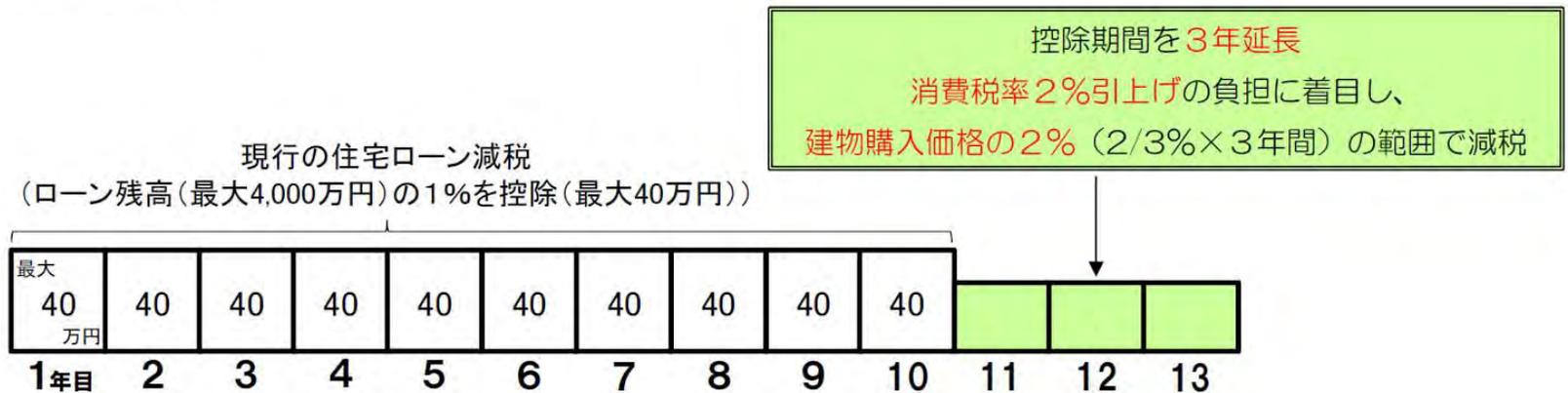
※ この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

<個人住民税における住宅ローン控除>

居住年	平成26年4月～平成33年12月	今回の対策 平成31年10月～平成32年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)	同左
控除期間	10年	13年

(注) 平成26年4月～平成33年12月までの欄の金額は、住宅に係る消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額。

<住宅ローン控除の拡充のイメージ>



(注) 認定住宅の場合、入居1～10年目は各年、ローン残高(最大5,000万円)の1%を控除(最大50万円)。

子どもの貧困に対応するための 個人住民税の非課税措置(案)

平成33年度分以後の
個人住民税について適用

- 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

<現行の個人住民税の非課税措置の範囲>

障害者、未成年者、寡婦又は寡夫

(前年の合計所得金額が135万円(※)(給与収入204万円)を超える場合を除く) 等

※ 平成30年度税制改正における給与所得控除等から基礎控除への振替(10万円)に伴い、平成33年度分以後の個人住民税から非課税措置の合計所得金額要件が125万円から135万円となる。

対象の追加

児童扶養手当の支給を受けている児童(※1)の父又は母のうち、現に婚姻(※2)をしていない者
又は配偶者(※2)の生死の明らかでない者

(前年の合計所得金額が135万円(給与収入204万円)を超える場合を除く)

※1 父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるもの。

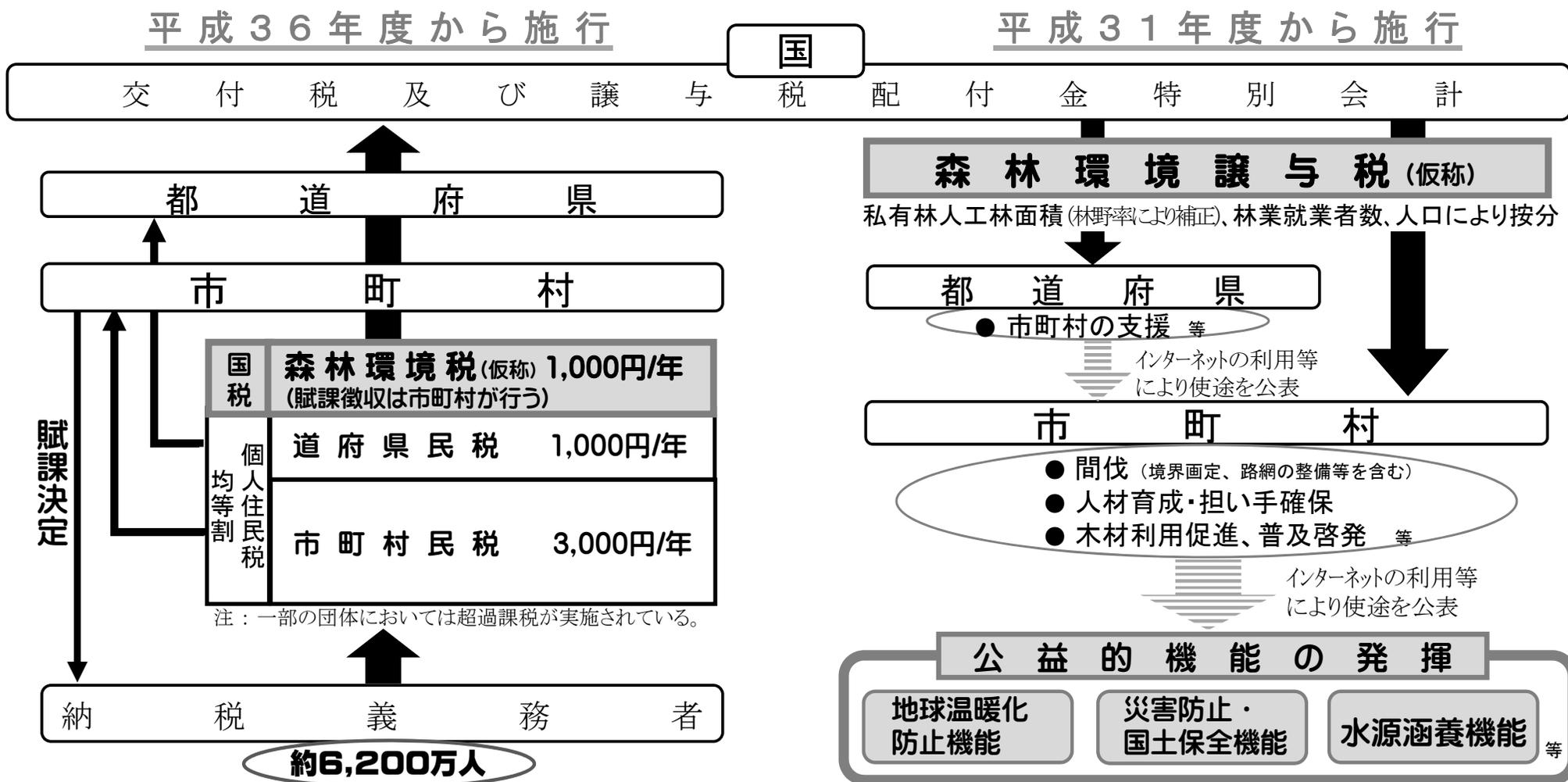
※2 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。

森林環境税・譲与税(仮称)の創設

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ(案)

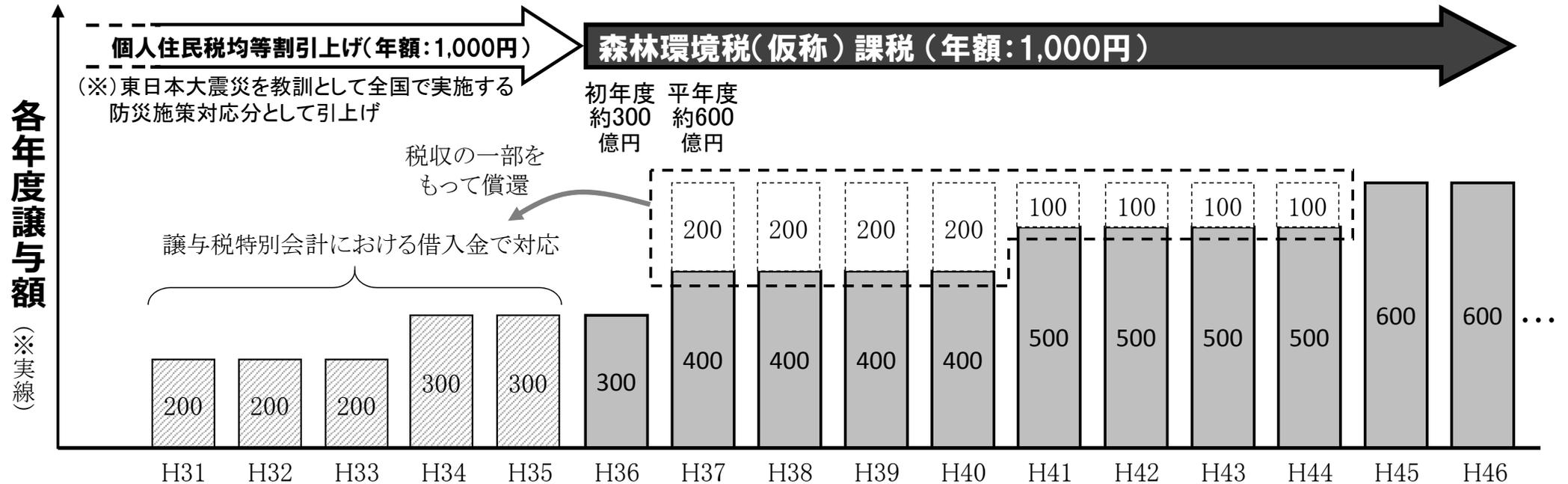
パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

【制度設計イメージ(案)】



森林環境譲与税(仮称)の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準(案)

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 平成35年度までの間は、暫定的に譲与税特別会計における借入れで対応し、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



市:県の割合	80 : 20				85 : 15				88 : 12				90 : 10	
(市町村分)	160	→	240	→	340	→	440	→	540	→	→	→	540	→
(都道府県分)	40	→	60	→	60	→	60	→	60	→	→	→	60	→

【譲与基準】

市町村分	50% : 私有林人工林面積	(※以下のとおり林野率による補正) <table border="1"> <thead> <tr> <th>林野率</th> <th>補正の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85%以上の市町村</td> <td>1.5倍に割増し</td> </tr> <tr> <td>75%以上85%未満の市町村</td> <td>1.3倍に割増し</td> </tr> </tbody> </table>	林野率	補正の方法	85%以上の市町村	1.5倍に割増し	75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し
	林野率		補正の方法					
	85%以上の市町村		1.5倍に割増し					
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し							
20% : 林業就業者数								
30% : 人口								
都道府県分	市町村と同じ基準							